# 琴浦町立小･中学校における学校評価実施要領

琴浦町教育委員会

## １ 趣旨

この要領は、琴浦町立小・中学校管理規則第３７条の規定に基づき、琴浦町教育委員会が琴浦町立小･中学校（以下「学校」）における学校評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## ２ 学校評価の目的

（１）学校が、教育活動及び学校運営について、目指すべき教育目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校教育の改善を図るとともに、質的向上に資することを目的とする。

（２）学校が、学校評価の結果を保護者等に公表・説明することにより、学校としての説明責任を果たすとともに、家庭や地域から信頼される「開かれた学校づくり」を推進する。

（３）町教育委員会が、学校評価の結果に応じて、各学校に対する指導・助言や条件整備等の必要な措置を講ずることにより、各学校における教育活動の充実を図る。

## ３ 学校評価の内容

学校評価の内容は、次に掲げる事項とする。

（１）自己評価（学校が自ら行う目標設定とその達成状況や達成に向けた取組の適切さ等に対する評価）

（２）学校関係者評価（保護者、地域住民等の評価者による自己評価に対する評価及び学校運営の改善に関する提言）

## ４ 学校評価の実施時期

自己評価及び学校関係者評価は、単年度（４月～３月）内に実施するものとする。

## ５ 自己評価

学校は、教育活動及び学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的な改善が行われるようにするため、自己評価において次に掲げる事項を行うものとする。

（１）学校評価委員会の設置

ア　自己評価を円滑に実施するため、校内に学校評価委員会を設置する。

イ　学校評価委員会は、評価計画の立案、進行管理、改善方策の策定及び公表を行う。

ウ　委員は各学校の教職員とし、学校毎に適切に定める。

（２）自己評価の実施

ア　年間評価計画を作成するとともに、設定した「教育目標」に基づき「今年度の重点目標」を定める。併せて、「今年度の重点目標」に係る「今年度の努力事項」（評価項目）を定める。

イ　「今年度の努力事項」ごとに、重点目標を達成するための「具体的な方策」及び達成状況を把握するための「評価指標」を定める。

ウ　「評価指標」は、達成状況（児童生徒の変容や児童生徒に与えた影響の度合いなど）を明確に把握するために可能な限り数値化を行う。数値化が適当でない場合は、尺度、

記述及びスケジュール指標などを適切に選択する。

エ　上記の定めに基づき「自己評価表」（様式１）を作成する。

オ　重点目標の達成状況を把握し、評価指標に従って中間評価及び最終評価を実施し、その結果を自己評価表に記録する。評価基準は、Ａ～Ｄの４段階で表すものとする。

Ａ：十分達成〔100％〕、Ｂ：概ね達成〔80％程度〕、Ｃ：変化の兆し〔60％程度〕、Ｄ：まだ不十分〔40％程度〕

カ　評価結果に基づき、今後の改善策を策定し、自己評価表に記録する。

キ　自己評価にあたっては、児童生徒による授業評価及び教職員、児童生徒、保護者等に対するアンケート等の結果も活用する。

## ６ 学校関係者評価

学校は、自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と保護者・地域住民が学校運営の現状と課題について共通理解し協力することにより、教育活動その他の学校運営が適切に行われるよう、学校関係者評価において次に掲げる事項を行うものとする。

（１）学校関係者評価委員会の設置

ア　自校の教職員以外の評価者によって構成される学校関係者評価委員会を設置する。委員の人数は学校が必要に応じて定める。

イ　委員は、学校評議員、保護者代表、地域住民、他校種（保育園を含む）の教職員など、当該学校の教職員以外から校長が委嘱する。

ウ　委員の任期は、校長が委嘱した日から当該年度末までとする。なお、委員の再任は妨げないものとする。

エ　学校関係者評価委員会には、委員の互選により委員長を置く。委員長は、学校関係者評価委員会の会務を総括する。

（２）学校関係者評価の実施

ア　学校関係者評価の実施に際して、次に掲げる事項を学校関係者評価委員会に説明する。

①　年間自己評価計画、自己評価表及びその他学校評価に係る取組事項

②　自己評価の結果及び改善方策

③　その他学校関係者評価の実施に必要な事項

イ　上記のほかに、委員に対して学校の現状に関する情報提供に努める。

ウ　学校関係者評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

①　自己評価の結果及び改善方策に対する評価

②　自己評価及びその他の学校運営の改善に対する提言

（３）学校関係者評価の活用

学校関係者評価に基づいた改善方策等をとりまとめ「学校関係者評価報告書」（様式２）を作成し、学校関係者評価委員会に対して説明するとともに、学校運営の改善に活用する。

## ７ 公表･説明

学校評価の公表・説明は、次に掲げる事項とする。

（１）学校は、学校評価に係る情報を保護者等に学校だよりや学校ホームページ等を活用し、公表する。

（２）必要に応じて、学校評議員会、保護者説明会等により、公表事項について説明する。

（３）公表・説明にあたっては、個人情報の保護について十分に留意する。

（４）学校評価に係る情報を琴浦町教育委員会に報告する。

## ８ 教育委員会への提出書類

学校長は、以下に掲げる提出書類を教育委員会に提出する。

ア　「自己評価表」（様式１）

イ　「学校関係者評価報告書」（様式２）

## ９ その他

この要領に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附則**

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。